（別紙様式2）

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都 道 府 県 名 ： 群馬県
農 業 委 員 会 名 ： 沼田市農業委員会

Ⅰ　農業委員会の状況（令和3年3月31日現在）

1　農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	762	2,350				3,110
経営耕地面積	390	1,486	1,243	171	72	1,876
遊休農地面積	47	210	210			257
農地台帳面積	861	2,786				3,647

※1　耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3　遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,844
自給的農家数	927
販売農家数	915
主業農家数	321
準主業農家数	76
副業的農家数	518

※　農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,105
女性	1,017
40代以下	380

※　農林業センサスに基づいて記入。

	経営数（経営）
認定農業者	231
基本構想水準到達者	57
認定新規就農者	4
農業参入法人	25
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

2　農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日	R	5 年	7 月	19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	15
認定農業者	―	8
認定農業者に準ずる者	―	
女性	―	4
40代以下	―	
中立委員	―	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	35	35	35

＊現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年3月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,110 ha	730 ha	23.5%
課　　題	・基盤整備がされた農地については、大規模農家の世代交代や担い手等への貸し付けが進んでいるものの、山間部の傾斜地や狭小農地は借り手がなく、遊休農地の増加へとつながっている。 ・農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定や農地中間管理事業の活用により担い手等への集積・集約化が必要である。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2　令和3年度の目標及び実績

集積目標　①	集積実績　②	（うち、新規実績）	達成状況（②／①×100）
829 ha	753 ha	3 ha	90.8%

※1　集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2　集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3　新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	・実質化された人・農地プランの取り組みに関する方針に基づき、農地中間管理機構を活用し中心経営体（認定農業者等の担い手）に農地の利用集積を図る。 ・農業経営規模縮小農家や相続による非農家からの申し出に基づき、出し手と受け手のマッチングを行い、農地の有効利用と中心経営体への農地の利用集積を図る。
活動実績	・８月23日「農業委員・推進委員全体会議」を開催し、農地パトロール（利用状況調査）の進め方について確認した。 ・10月25日「農業委員・推進委員全体会議」を開催し、農業委員会の役割、業務等について説明を行った。 ・農地所有者の相談に対応し、推進委員を通して農地台帳システムや全国農地ナビの活用により農地の有効利用と認定農業者等担い手への農地の利用集積を図った。

※　活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標値としては妥当であった。
活動に対する評価	計画どおり目標達成に向けた活動が行われた。 今後は、農地中間管理事業の推進や荒廃農地再生利用事業等の活用により、更なる農地の利用集積を図る必要がある。

Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1　現状及び課題

新規参入の状況	令和2年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数	平成30年度新規参入者数
	1 経営体	1 経営体	3 経営体
	令和2年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積	平成30年度新規参入者が取得した農地面積
	0.73 ha	0.57 ha	1.90 ha
課　　題	優良農地は既存の担い手等へ集積がされており、新規就農者が優良農地を取得又は借受けることが難しい。また、営農の技術や農業による所得を得るには長期間要することなどから新規就農者の増加につながっていないものと思われる。		

※1　新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
※2　新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2　令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況（②／①×100）
1 経営体	1 経営体	100.0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況（④／③×100）
1 ha	0 ha	0.0%

※1　参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
※2　参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
※3　参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	・新規就農者による農地の取得又は借受けについて、農地情報システムや全国農地ナビ等の活用により出し手との調整を行う。 ・新規就農者に対する補助事業の周知や技術支援について、県や市農林課と連携して積極的に行う。
活動実績	・新規就農希望者からの相談に対し農地情報の提供、推進委員との現地確認など積極的な支援を行った。 ・地元農業委員、推進委員の積極的な支援を行った。

※　活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標値としては妥当であった。
活動に対する評価	新規参入の促進についての活動が、「農地利用の最適化の推進」の一つとして位置付けられていることを十分に理解し、数少ないながら新規参入相談者への積極的な支援を行うことができた。

Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年3月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	3,367 ha	257 ha	7.6%
課　　題	山間部の傾斜地や狭小農地において、遊休農地が目立つ。鳥獣被害、担い手の高齢化、後継者不足、相続による非農家の農地取得などにより、今後も遊休農地が増加することが懸念される。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2　遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　令和３年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況（②／①×100）
15 ha	29.2 ha	194.7%

※1　解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
※2　解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3　２の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	35 人	8月、9月	9月、10月
		調査方法	1　調査は、地区担当の農地利用最適化推進委員により実施する。 2　実施にあたっては「農業委員・推進委員全体会議」を開催し、趣旨や農地パトロール（利用状況調査）の実施方法等について意思統一を図り実施する。 3　推進委員は、農業委員会事務局であらかじめ準備した荒廃農地等が色分けされた農地の図面を使い調査を行う。 4　全ての農地を対象に道路からの目視で確認する。 5　調査票、業務日誌、記録した地図等の調査結果を報告する。	
	農地の利用意向調査	調査実施時期：12月　　調査結果取りまとめ時期：1月、2月		
	その他の活動			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		35 人	8月、9月	10月、11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期　12月	調査結果取りまとめ時期　　1月、2月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数：　3,022 筆	調査数：　0 筆	調査数：　0 筆
		調査面積：　202.7 ha	調査面積：　0 ha	調査面積：　0 ha
	その他の活動			

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標値としては妥当であった。
活動に対する評価	山間部の傾斜地や狭小農地については、農地として再生困難であるB分類への判断や非農地判断を実施したことは評価できる。利用意向調査や現地調査により農地への再生も多かった。

Ⅴ　違反転用への適正な対応

1　現状及び課題

現　　状 （令和3年3月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）
	3,110 ha	0.3 ha
課　　題	・現時点で把握している違反転用については、口頭、文書等により是正の指導を行っていくが、発見に至っていないケースも考えられる。	

※　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※　違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2　令和3年度実績

実　　績①	増減（B-①）
0.0 ha	0.3 ha

※　実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3　活動計画・実績及び評価

活動計画	・市広報、ホームページにより農地転用手続きについて周知する。 ・相談窓口を事務局内に設置する。 ・毎月農地パトロールを行い、発覚した違反転用への適正な処理を行う。
活動実績	・8月に市広報、またホームページにより農地転用手続きについて周知した。 ・8月～9月に利用状況調査を実施した。現時点で把握している違反転用については、今後口頭、文書等により是正の指導を行っていく。
活動に対する評価	活動は適切に実施できた。

※　活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

１　農地法第3条に基づく許可事務

（1年間の処理件数:　66件、うち許可　66件及び不許可　0件）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">申請内容を農地台帳や航空写真等により確認し、必要に応じて農地利用最適化推進委員または事務局にて現地確認を実施している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">許可基準に基づき、議案ごとに審議している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請者への審議結果の通知</td><td rowspan="2">実施状況</td><td colspan="2">申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数</td><td colspan="2">66 件</td></tr>
<tr><td colspan="2">不許可処分の理由の詳細を説明した件数</td><td colspan="2">0 件</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">議事録により、市ホームページ及び閲覧により公表している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から4週間以内</td><td>処理期間（平均）</td><td>24 日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
</table>

２　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:4条27件、5条116件）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">申請内容を農地台帳や航空写真等により確認し、併せて農地利用最適化推進委員と事務局にて現地確認を実施している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">許可基準に基づき、議案ごとに審議している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">議事録により、市ホームページ及び閲覧により公表している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から40日</td><td>処理期間（平均）</td><td>24 日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">－</td></tr>
</table>

3　農地所有適格法人からの報告への対応

<table>
<tr><th>点検項目</th><th colspan="3">実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="7">農地所有適格法人からの報告について</td><td colspan="2">管内の農地所有適格法人数</td><td>24 法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書提出農地所有適格法人数</td><td>22 法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数</td><td>2 法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数</td><td>1 法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人</td><td>1 法人</td></tr>
<tr><td>提出しなかった理由</td><td colspan="2">報告義務があることを知らないためと思われる。</td></tr>
<tr><td>対応方針</td><td colspan="2">報告義務があることを周知するため、引き続き通知により指導していく。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地所有適格法人の状況について</td><td colspan="2">農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数</td><td>0 法人</td></tr>
<tr><td>対応状況</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

4　情報の提供等

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="2">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">賃借料情報の調査・提供</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象賃貸借件数　627 件</td><td>公表時期
令和3年 1月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：市ホームページ及び一覧の窓口配布</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地の権利移動等の状況把握</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象権利移動等件数　1，157 件</td><td>取りまとめ時期
令和4年 3月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法：相談があった場合、取りまとめテキストデータを提供。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">農地台帳の整備</td><td rowspan="3">実施状況</td><td colspan="2">整備対象農地面積　3,620.7 ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ更新：各種調査結果、農地法による届出・許可・通知、農地利用集積計画に基づく利用権設定及びその他の補足調査を踏まえ、随時更新を行う。
また、固定資産税台帳及び住民基本台帳との突合を年に1度行う。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公表：事務局に備え付けの農地台帳システムによる閲覧及び全国農地ナビによる。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">－</td></tr>
</table>

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 無し 〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 無し 〈対処内容〉

※　Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ　事務の実施状況の公表等

1　総会等の議事録の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

2　農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数　　5　件

提出先及び提出した意見の概要	提出先：沼田市 意見の概要 1．農地の有効利用と保全について 2．担い手の育成確保などについて 3．農村女性の活躍への支援 4．新型コロナウィルス禍における農業者へのフォローアップの強化について 5．農業委員会組織対策について

3　活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している